平成２６年（フ）第１６８号
名古屋市北区水草町２丁目60番地の２　水草団地６棟304号
債務者　松本　智行
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２３号
鹿児島県志布志市志布志町志布志２丁目１番14号、前住所東京都青梅市師岡町３丁目６番地の32
債務者　松原みきこと　クボタ　ジヨベル　フオンタニラ（ＫＵＢＯＴＡ　ＪＯＢＥＬＬＥ　ＦＯＮＴＡＮＩＬＬＡ）
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第１６１号
松江市砂子町213番地３
債務者　立脇　裕三
1　決定年月日時　平成26年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３０号
松江市八束町江島681番地３
債務者　小池　　良
1　決定年月日時　平成26年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２４８号
青森県五所川原市大字前田野目字桜ケ峰86番地47、住民票上の住所青森市大字幸畑字松元37番地31
債務者　新谷　正義
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４号
青森県五所川原市字烏森21番地26　コーポ佐々木２―11
債務者　葛西　仁美
1　決定年月日時　平成26年３月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第６号
青森県北津軽郡板柳町大字三千石字木賊136番地８
債務者　對馬　雅孝
1　決定年月日時　平成26年３月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第７号
青森県五所川原市金木町芦野84番地1146　さくら団地25号棟２号
債務者　櫛引佳誉子
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第８号
青森県五所川原市大字稲実字米崎113番地36
債務者　加藤　　舞（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第１０号
青森県北津軽郡板柳町大字夕顔関字川部13番地１
債務者　古坂　和美
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第２３７号
名古屋市緑区大高町字一番割９番地の２　ユンテック名古屋寮317号、従前の住所名古屋市中村区太閤通８丁目38番地の１　メゾン木村503号
債務者　中川　治郎
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６号
山口県防府市平和町３番18号
債務者　河野　麗子
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

平成２５年（フ）第７０２８号
東京都杉並区松ノ木１丁目12番35―415号、商業登記簿上の本店所在地東京都中野区大和町１丁目67番６号　ＭＴコート406号
破産者　阿州エンジニアリング株式会社
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７０２９号
東京都杉並区松ノ木１丁目12―35―415
破産者　笠井　　武
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３５号
福井県越前市姫川１丁目９番18号
破産者　株式会社フジソウ
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２９７号
福井市春山２丁目６番６号
破産者　有限会社福井オートショップ早川
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２９３号
札幌市中央区南19条西９丁目１番10号
破産者　株式会社ＲＡＤ　ＧＡＲＡＧＥ　ＳＴＯＲＥ
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部